

資料（諮）12-1

電気通信事業法第35条第3項の
規定に基づき株式会社NTTドコモ
から申請のあった電気通信事業者の
電気通信設備との接続に係る裁定の
諮問について（諮問第12号）

裁 定 案

株式会社NTTドコモ代表取締役社長 井伊 基之 から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第35条第3項の規定に基づき、Cotテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

株式会社NTTドコモの申請及びCotテクノロジーサービス株式会社の答弁並びに両当事者からの意見について調査の結果、下記のとおり裁定する。

記

株式会社NTTドコモとCotテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、Cotテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額のうち、株式会社NTTドコモが裁定を求めるものについては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 各期間について、以下の長期増分費用（LRIC）モデルを用いることが適當である。
 - 平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のPSTN-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）第6条第1項に基づき、接続料規則第4条の表2の項の機能（加入者交換機能（同表備考2のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）等の機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月及び平成30年1月に、総務大臣から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に通知されたものをいう。）
 - 平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次IP-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第13号。以下「平成31年改正省令」という。）附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当するかの検証の結果、平成31年改正省令附則第5条第1項に規定する方法の適用を受けることとなった場合において、平成31年改正省令附則第6条第2項において準用する接続料規則第6条第1項に基づき、平成31年改正省令附則別表第1の3の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定に用いる平成31年改正省令附則別表第1の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成31年3月、令和2年1月及び令和3年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたものをいう。）

- 令和4年4月1日から裁定の日までは、第9次IP-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号。以下「令和4年改正省令」という。）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される接続料規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年改正省令附則別表第2第2表の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定に用いる加入電話・メタルIP電話接続機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、令和4年3月、令和5年3月及び令和6年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたものをいう。）
- ・ これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域（Coltテクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの）ごとの金額（別表参照）を基本として、Coltテクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきである。

以上

理 由

第1 裁定が求められている事項

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）が、Coltテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）の電気通信設備との接続に関する協議が不調であるとして求めているものは、ドコモの令和5年1月31日付け接続協定裁定申請書（以下「ドコモ裁定申請書」という。）によれば、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続において、次の区分ごとに適用されるコルトがドコモから取得すべきコルトの役務提供区間の料金について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定である。

区分	適用
I SDN	コルトの総合ディジタル通信サービス（以下「I SDN」という。）に関して、コルトのI SDN端末設備に着信する接続通信に適用する料金
IP電話	コルトのIP電話サービス（以下「IP電話」という。）に関して、コルトのIP電話端末設備に着信する接続通信に適用する料金

第2 事案の概要

本件申請は、ドコモが、同社の移動通信サービスに係る電気通信設備と、コルトのI SDN及びIP電話に係る電気通信設備との接続に関し、コルトとの協議が不調であるとして、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により、第1に掲げる事項について、総務大臣に対して裁定を求めるものである。

1 当事者

(1) ドコモ

ドコモは、法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、自ら基地局を開設・運用して移動通信サービスを含む電気通信役務を提供する電気通信事業者である。同社の移動通信サービスに係る電気通信設備の一部は、法第34条第1項の規定に基づき指定された第二種指定電気通信設備である。同社の移動電気通信サービスに係る業務区域は全国である。

(2) コルト

コルトは、法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、I SDNやIP電話を含む電気通信役務を提供する電気通信事業者である。

コルトのホームページにおいて、提供エリアは、「東京23区:03 多摩:042 千葉:043 川崎:044 横浜:045 埼玉:048 大阪:06 神戸:078 (I SDNのみ) 名古屋:052 (SIPのみ)」とされている。

2 裁定対象となる接続

(1) 本件接続の内容

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等9社（平成20年に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが他8者と合併して電気通信事業者の地位を承継し、平成25年に株式会社NTTドコモに商号変更）とケービィエイチ・テレコム株式会社（平成27年にCointekノロジーサービス株式会社に商号変更）の間で平成14年に接続協定が締結されて以来、ドコモとコルトは、電話サービスの提供に関し、両者の電気通信設備を接続している（以下これを「本件接続」という。）。

本件接続においては、一方の者が両当事者の提供する電気通信役務を通算した利用者料金を設定する利用者料金体系（いわゆる「エンドエンド料金」）に両当事者が合意しており、両当事者の電気通信設備間の通信量等に応じて、接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）を精算している。

ドコモは、法第34条第2項に基づき第二種指定電気通信設備との接続に係る接続料を同社の接続約款に定めて総務大臣に届け出ており、毎事業年度、法及び第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）の規定に基づき算定される接続料の上限を超えない額を再算定し、総務大臣に接続約款の変更を届け出ている。

コルトの本件接続に係る接続料については、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に係る接続料の算定方法等の規定が適用されてないことから、原則として同社と接続に関する協定（以下「接続協定」という。）を締結し、又は締結しようとする電気通信事業者との間の協議により個別に定められることとなるが、ドコモとの間においては、平成14年度から平成26年度までの毎事業年度、協議により、同社との接続協定を変更していた。

(2) 裁定の対象となる接続料

本件申請は、本件接続においてコルトがドコモから取得すべき接続料のうち、次のものについて裁定を求めるものである。

ア コルトのISDNにより、ドコモとコルトの電気通信設備間の接続点（両当事者の電気通信設備の間にNTT東日本・西日本の電気通信設備がある場合における当該設備とコルトの電気通信設備の接続点を含む。以下同じ。）からコルトのISDNの利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、平成28年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの（以下「ISDN接続料」という。）

イ コルトのIP電話により、ドコモとコルトの電気通信設備間の接続点からコルトのIP電話の利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、次に掲げるもの（以下「IP電話接続料」という。）

(ア) 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第1号に掲げる固定電話番号を用いるものについては、平成27年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの

(イ) 電気通信番号規則別表第6号に掲げる特定IP電話番号を用いるものについては、平成28年11月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの

これらの接続料については、ドコモとコルトの接続協定上、令和4年3月31日付け「相互接続協定変更書」において、「未だ合意に至っていない」とされており、裁定申請時点においても、同変更書において暫定適用とされている料金により精算を行っている。

これらの接続料について、同変更書では「双方誠意をもって協議を継続して実施するものとし、甲乙間で合意に至った場合には、合意した事業年度内に、甲乙間で合意した料金額による精算を実施する」とされている。

これらの接続料に関して、本裁定の定めるところに従い、両当事者間に協議が調ったものとみなされると、前記規定に基づき、本裁定の定める期間に係る精算が行われることとなる。

3 本件に係る協議の経緯等

本件申請に係る協議の経緯は、大要次のとおりである。

(1) 平成26年度に適用する接続料に係る協議まで

平成14年度以降（IP電話は平成22年度以降）、両当事者は、コルトが取得すべき接続料におけるベンチマーク（合意する接続料について、当事者の電気通信設備との接続に係る費用等ではなく、公表されている他の電気通信事業者の接続料を参照して設定する際に参考される接続料をいう。）として、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）が設定する接続料を採用し、当該接続料と同額の金額をコルトが取得すべきものとして合意していた。

コルトが取得すべき接続料に係るベンチマークとして採用されていた接続料は、NTT東日本・西日本が長期増分費用方式（第3の2において後述する。）に基づき算定する接続料のうち、NTT東日本・西日本の公衆電話交換網（PSTN¹）に対し、中継交換機への接続（いわゆる「IC接続」）を行う場合に適用される接続料（以下「NTT加入電話接続料」という。）であったと認められる²。

(2) 平成27年度に適用する接続料に係る協議（「暫定精算」の開始）

平成28年3月に、コルトはドコモに対し、コルトが取得すべき接続料について前事業年度までと同様にNTT加入電話接続料をベンチマークとして採用した接続料を提示したところ、ISDN接続料については協議が調ったものの、IP電話接続料については、次のとおり協議が推移した。

ア ドコモは、NTT加入電話接続料が適用されているNTT東日本・西日本の加入電話等とは「設備構成が明確に異なり、IP電話に使用する設備であるルータ、サーバといった設備の価格はISDNに用いる設備よりも一般に大幅に安価であること等から、IP電話のネットワークはISDNより安価に構築でき得るものと捉えていたこと」（ドコモ裁定申請書3頁）及びドコモ発コルト着のIP電話の音声トラヒックが大幅に増加しているのに

¹ PSTN: Public Switched Telephone Network

² 平成26年度に適用されたコルトの取得する接続料は平成26年度におけるNTT東日本・西日本の電気通信設備とIC接続を行う場合の接続料に一致していた。

対し、NTT加入電話接続料の算定に用いられる「音声トラヒックが減少している状況では傾向が異なっていること」(ドコモ裁定申請書3頁)を踏まえ、前年度より値上げとなつたNTT加入電話接続料と「同額の水準を採用することの妥当性を見出すのは困難」(ドコモ裁定申請書3頁)と判断し、コルトに対し、IP電話の設備構成及びトラヒックの増加が反映された接続料の提示を促した。

イ ドコモはコルトに対し、IP電話接続料について未合意である旨を通知した。その後の協議により、平成27年度に適用するIP電話接続料については、暫定的に平成26年度に適用するIP電話接続料を適用することについて合意した。

(3) 平成28年度の協議（「暫定精算」の拡大）

平成28年度においては、前項のとおり、未合意の平成27年度に適用するIP電話接続料について協議が行われたほか、コルトが新たに提供を開始した特定IP電話番号を用いるIP電話に係る接続の開始に向けた協議も開始されたところ、次のとおり協議が推移した。

ア 「未合意」の平成27年度に適用するIP電話接続料について

コルトは、前事業年度と同様、NTT加入電話接続料をベンチマークとして採用した接続料を提示したところ、ドコモも前事業年度と同旨の主張を行ったため、同様の結論となつた（平成27年度に適用する接続料について未合意が継続するとともに、平成28年度に適用するIP電話接続料について暫定的に平成26年度に適用するIP電話接続料を適用することについて合意した。）。

イ 平成28年度に適用するISDN接続料について

コルトは、NTT加入電話接続料をベンチマークとして採用した接続料を提示したところ、ドコモは、ISDNについてもトラヒックの増加傾向がNTT加入電話接続料の原価算定に用いられるトラヒックの傾向と異なること等を主張したため、未合意となり、ISDN接続料について、暫定的に平成27年度に適用したISDN接続料を適用することについて合意した。

ウ 特定IP電話番号を用いるIP電話に係るIP電話接続料について

コルトは、「LRIC水準と実際の算定を比較すると実際の算定の方が高い」(ドコモ裁定申請書4頁)こと及びコルトの「IP電話はISDNと同じネットワーク構成であり、顧客への提供終端装置の維持費なども大きな差がない」(ドコモ裁定申請書4頁)ことを主張し、ドコモにNTT加入電話接続料と同額の水準を提示した。

ドコモは、前事業年度の協議と同様に、コルトのIP電話とISDNのネットワークは別物と理解していると主張した上で、ドコモが合意可能な算定方法の例として「NTT東

西ひかり電話とL R I Cの加重平均を取る方法」(ドコモ裁定申請書4頁)等複数の考え方を提案した。

ここで、「N T T東西ひかり電話」とは、N T T東日本・西日本が、両社のI P電話サービスである「ひかり電話」に係る接続に関して定める閥門交換機接続ルーティング伝送機能の接続料を指すと認められる(以下、同機能の後継機能として令和元年度以降定められている「光I P電話接続機能」の接続料も含め「光I P電話接続料」という。)。

これに対しコルトは、ドコモの提案した考え方はいずれも合意可能なものではなく、特に、「N T T東西ひかり電話とL R I Cの加重平均を取る方法」については、「設計思想・設備構成が異なり」(令和5年3月3日付けコルト提出の答弁書(以下「コルト答弁書」という。)6頁)、コルトのI P電話より接続料が安価になると考えられる光I P電話接続料を加重平均として組み込むものであると主張して了承せず、両当事者は、平成28年11月1日から、特定I P電話番号を用いるI P電話に係る接続料について、暫定的に、平成26年度に適用するI P電話接続料を適用することについて合意した。

(4) 平成29年度以降の協議(「暫定精算」の継続)

平成29年度から令和3年度まで、毎事業年度の接続協定の変更に際し、両当事者は当事業年度に適用する接続料に加え、未合意となっていた接続料について協議を継続したものの、引き続き未合意となるとともに、当事業年度に適用する接続料について、暫定的に、①I S D N接続料については平成27年度に適用したもの、②I P電話接続料については、平成26年度に適用したものと適用することについて合意する状態が継続した。

この期間における両当事者の主張等については、次のとおりである。

ア コルトによるN T T加入電話接続料をベンチマークとして採用すること等に関する補足的説明(平成29年度以降)

コルトは、引き続き、I P電話接続料とI S D N接続料の双方においてN T T加入電話接続料をベンチマークとして採用することをドコモとの協議における原則的な考え方としており、そのことに関して、同社のネットワークやサービスの特性として、次の点を説明している(ドコモ裁定申請書5、6頁及び添付の資料3、5、6)。

- ① コルトのI P電話は閉域網により提供されており、維持設備はI S D Nと大きく変わらないこと(平成29年度)、I S D NとI P電話はコア設備を共用していること(平成30年度)
- ② コルトの利用者の利用するサービスはI S D Nが大半であり、今後継続的にサービス提供のための設備投資の見込みがあること(平成29年度)
- ③ 実績算定値はN T T加入電話接続料より高額となること(平成30年度)
- ④ [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

イ ドコモによる「加重平均モデル」の提案（平成 30 年度）

ドコモは、平成 31 年 3 月の協議において、NTT 加入電話接続料と光 IP 電話接続料について、NTT 東日本・西日本がその接続料の算定において用いている両社と他の電気通信事業者間の相互トラヒックを基に加重平均した金額をコルトの取得すべき接続料とする考え方（以下「加重平均モデル」という。）を提案した（ドコモ裁定申請書添付の資料 4）。

コルトは、当該提案を受け入れなかつたが、この点、本裁定に際し、「加重平均モデルは、（当社のものとは設計思想・設備構成が異なり接続単価が安価だと考えられる）ひかり電話単金を計算に組み込むことで、当社接続料の金額を下げようとするものとしか考えられず、これを受け入れることができなかつた」（コルト答弁書 10 頁）と説明している。

ウ コルトによる「歩み寄り案」の提示（平成 31・令和元年度）

コルトは、令和元年 8 月の協議において、未合意となっていた期間（平成 27 年度から平成 30 年度まで）の IP 電話接続料について、歩み寄り案として、

- ・ 平成 27 年度及び平成 28 年度に適用するものに関しては平成 26 年度の NTT 加入電話接続料をベンチマークとして採用すること
 - ・ 平成 29 年度及び平成 30 年度に適用するものに関しては平成 27 年度から平成 30 年度までの NTT 加入電話接続料の平均値をベンチマークとして採用すること
- を内容とする案を提示した（ドコモ裁定申請書添付の資料 6）。

また、歩み寄り案と同様、コルトは、令和元年度に適用される IP 電話接続料について、平成 27 年度から平成 30 年度までの NTT 加入電話接続料の平均値をベンチマークとして採用することについて提示したが、それに対して、ドコモは、コルトの平成 29 年度から平成 30 年度までのトラヒック変動率を加味して算出した値を提案したため、未合意になつた期間のものも含め、合意に至らなかつた（コルト答弁書添付の資料 E）。

エ コルトによる「エッセンスモデル」の提示（平成 31・令和元年度）

ドコモは、ウの協議以降も、IP 電話接続料においては光 IP 電話接続料を参考にすべきであり、IP 電話の考え方を取り入れる方法として加重平均モデルを採用すべきと改めて主張した（ドコモ裁定申請書添付の資料 7）ところ、令和元年 12 月、コルトは、令和元年度に適用する接続料について、加重平均モデルにコルトの網維持費用を考慮したエッセンス等を組み込む案（以下「エッセンスモデル」という。）を提示³した（ドコモ裁定申請書添付の資料 8、9）。

エッセンスモデルは、本裁定に係るコルトの説明等によれば、コルトの

³ なお、エッセンスモデルを提示した際に、平成 30 年度までに適用する接続料についてこれを採用して算定することまで意図していたかどうかは、明らかではない。

」の割合に、IP電話のトラヒックの割合を乗じることにより、光IP電話接続料を加味すべき比率を算定するものであり、具体的には、「
」を■%、IP電話のトラヒックを■%と考えて、NTT加入電話接続料と光IP電話接続料を■対■の比率で加重平均したものを受け取るものである（ドコモ裁定申請書添付の8、9、コルト答弁書16頁）。

ドコモは、エッセンスモデルの内容・算定方法・算定根拠等について、複数回、コルトに質問を行い（ドコモ裁定申請書添付の10、13）、コルトはそれらに回答（ドコモ裁定申請書添付の資料12、14、コルト答弁書添付の資料I）を行ったが、本エッセンスモデルに基づく合意には至らなかった。

この点、本裁定に際し、ドコモは、「加重平均モデルに算定の根拠もない係数を代入して接続料水準を操作するものであり、その合理性について全く理解困難」「係数に関する合理的な説明はなされなかつた」等主張する（ドコモ裁定申請書 20 頁及び令和 5 年 3 月 13 日付けドコモ意見書 9 頁）一方で、コルトは、「ひかり電話の接続料を ■% 分は考慮するという趣旨で数値を代入するなど、根拠を有するものであり、『接続料水準を操作』するものは全くない」、「内容・算定方法・算定根拠等につき詳細に説明したのであり、また、その後のドコモの質問に対しても誠実かつ適切な回答を行つた」等と説明する（コルト答弁書 26 頁及び令和 5 年 3 月 27 日付けコルト意見書（以下「コルト第 1 意見書」という。）22 頁）。

オ コルトによる「合意に向けた数字づくり」に係る議論の提案（令和2年度以降）

前記回答と合わせて、令和2年12月、コルトは、合意に向けた数字づくりを含む新たな確認事項に関する議論を進める検討をドコモに提案した(ドコモ裁定申請書添付の資料14)。

コルトから、ドコモが合意可能と考える算定式を示してほしいと要望したところ、ドコモは、従来から提案していた加重平均モデルを提案した（ドコモ裁定申請書添付の資料16）。コルトは、ドコモに対し、加重平均モデルの採用を改めて受け入れられない旨主張しつつ、

を確認した（ドコモ裁定申請書添付の資料 17）。

ドコモは、「
」（ドコモ裁定申請書添付の資料 18）こと及び「
」（ドコモ裁定申請書添付の資料 18）ことを伝達等した。

その後、質疑応答が行われ、令和3年11月に、「過去実績を基に具体的な単金を使った新たな算定式で2019年度以降に適用させる接続料」（コルト答弁書添付の資料J）をコルトにて算定し、「その算定式をベースに両社の合意に向け議論を進めていく」（コルト答弁書添付の資料I）ことについて、コルトが算定に時間を要することについて付言しつつも、

両社がこれに同意した。

その後、コルトは、令和4年11月に（上記議論に関して）同社ネットワークの特徴等について理解を求めた（ドコモ裁定申請書添付の資料26）が、ドコモは理解が困難であるとして更なる説明を求めた。コルトは [REDACTED]
[REDACTED]と回答した（ドコモ裁定申請書添付の資料27）。

力

ドコモは、本裁定に際し、「[REDACTED]
[REDACTED]」「[REDACTED]」
[REDACTED]（ドコモ裁定申請書31頁）と主張している。
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」（ドコモ裁定申請書14頁）[REDACTED]（ドコモ裁定申請書添付の資料21、23
[REDACTED]（ドコモ裁定申請書添付の資料22、24）。

また、ドコモは、本裁定に際し、「[REDACTED]
[REDACTED]」（ドコモ裁定申請書24頁）と主張しており、これに対し、コルトは、「本件における貴省の裁定は、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本として行われるべきという限りで、認める」（コルト答弁書34頁）としつつ、
「[REDACTED]
[REDACTED]」と主張している（コルト答弁書46頁）。

キ

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第3 その他判断において重要と考える事項等

1 電気通信設備間の接続に関する裁定期制等

(1) 接続応諾義務及び裁定期制

電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、他の電気通信事業者から接続すべき旨の請求を受けたときは、原則として、これに応じる義務がある（法第32条）。また、接続すべき旨の要求に応じなくてよい例外的な場合として、①電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、②当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき及び③総務省令で定める正当な理由があるときが規定されている。

もっとも、電気通信事業者が、電気通信設備の接続について特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行う場合等には、業務改善命令の対象となりうる（法第29条第1項第10号）。

ここでいう「接続」とは、電気通信事業者が相互に電気通信設備を電気的に接続することにより、複数の電気通信事業者が一体的に利用者に対して電気通信役務を提供することを可能とすることをいい、接続点を責任分界点として、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供することをいう。かかる接続制度は、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提として、これらの事業者のネットワークが、様々な形で接続されることによって、利用者利益を増進し、公共の利益を確保するという趣旨に基づくものである。

そこで、電気通信事業者間において一方からの接続協定の締結の申入れに対して他方が協議に応じない、又は協議が調わないが、当該接続が行われるべきものである場合には、総務大臣が協議の開始・再開を命じる（法第35条第1項及び第2項）とともに、電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、裁定期制を申請することができるとされている⁶（法第35条第3項）。この裁定期制があったときは、裁定期制を定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす（同第7項）とされており、裁定期制の内容のとおり、当事者間において債権債務関係が確定することとなる。

(2) 裁定期制

総務省は、法第35条第3項又は第4項の規定による裁定期制の方針として、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定期制」（平成30年1月16日総務省。以下「裁定期制」という。）を策定・公表しており、その内容は次のとおりである。

第一に、金額（認可された接続料等を除く。）については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする（以下「第1項」という。）。

⁶ ただし、当事者が法第155条第1項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第二に、第一の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする（以下「第2項」という。）。

第三に、第二において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、第一の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする（以下「第3項」という。）。

裁定方針が策定される背景となった、総務省において開催している「接続料の算定等に関する研究会⁷」での議論では、この趣旨は、「接続料の水準について、電気通信事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方方が効率的であり、第一次的に検討されるものであるとの考え方によるもの」⁸とされている。

これを踏まえて、第1項にあるように、市場における競争状況を勘案し、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましいことから、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた」額の算定について、第2項のとおり、関係事業者が総務大臣に提出する「接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータ」を基礎として算定することが想定されている。

しかしながら、裁定当事者によっては、そのようなデータの提出がなされない場合があるため、第3項は、そのような場合において、円滑な接続を速やかに実現する観点等から、第1項及び第2項に代わって用いることができる方法として、利用可能な合理的なデータを用いて、一定の公平性・透明性が確保されている長期増分費用モデル等により算定することとしている。

（3）「適正な原価」及び「適正な利潤」の算定

第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備との接続に係る接続料の算定においては、法の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正利潤を加えた額を基礎としているところ、そのうち、「適正な原価」については、当該接続料を定める電気通信役務に用いられる電気通信設備の構築、維持及び保全に関連する費用を基本としている。

また、「適正な利潤」については、電気通信設備の構築に係る資本調達コストと捉えられており、電気通信設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用されている。

この考え方は、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備制度において、接続に関連した費用以外を、当該設備と接続する電気通信設備を設置する他の電気通信事業者に負担させないようにするものであり、裁定方針により、原価主義により裁定を行う場合にも妥当するものと考えられる。

本裁定においても、電気通信設備に帰属しないことが明確な営業費、接続に関連しない運

⁷ 令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更

⁸ 接続料の算定等に関する研究会第1次報告書（平成29年9月）70頁

用費・施設保全費・減価償却費は接続料原価に算入されるべきではない。

2 長期増分費用モデル等

法第33条第1項の規定により第一種指定電気通信設備として指定されたNTT東日本・西日本の電気通信設備との接続に関しては、同条第4項の規定に基づき「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当」な接続料を接続約款に定めて、総務大臣の認可を受けなければならないが、そのうち、NTT東日本・西日本の加入電話サービス等に係る電気通信設備との接続に関する接続料については、同条第5項の「第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して金額を算定する」方式、すなわち長期増分費用(LRIC: Long-Run Incremental Cost)方式に基づき算定されている。

長期増分費用モデル（以下「LRICモデル」という。）は、接続料原価を、ネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用に基づいて算定するための技術モデルである。費用算定に用いる技術モデルや入力値は、有識者で構成される研究会⁹や一般への意見募集等の開かれた検討プロセスを経て、策定・見直しが行われることから、第一種指定電気通信設備の接続料算定において、非効率性の排除とともに、公平性・透明性の確保が可能となっている。

LRICモデルは、これまで、第一種指定電気通信設備の接続料の適正性を確保するために、概ね3年間隔で改修が行われてきている。

(1) PSTN-LRICモデル

平成12年度以降、第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能等の接続料は、LRIC方式により算定することとされており、当該方式では、PSTN-LRICモデルが用いられてきた。

これは、全国的なPSTNの仮想的なネットワークを構築して、接続料原価を算定するものであり、加入者交換機においてメタル回線を収容するとともに、中継交換機設置局の中継交換機を経て他の電気通信事業者と接続する（一部、中継交換機設置局を経由しない接続も存在。）ことを想定している。

(2) IP-LRICモデル

IP-LRICモデルは、PSTNを前提とするPSTN-LRICモデルの代替となり得るものとして検討され、コア網（端末系交換機能、中継伝送共用機能、中継交換機能等）

⁹ 長期増分費用モデル研究会

について、PSTNをIP化した場合を想定したモデルである。最新の第9次IP-LRI-Cモデルは、令和4年度以降のNTT東日本・西日本のメタルIP電話の接続料原価の算定に用いられている。

同モデルでは、メタルIP電話と光IP電話の双方を収容する一体的な固定電話網を想定し、収容局、コア局及び相互接続局による構成とし、相互接続局で接続を行うことを想定している。

収容局では、メタル回線を収容可能な加入者回線収容装置を設置し、当該回線に発信又は着信する通信は、同装置において、通信方式がIP方式に変換され、収容局のL2スイッチ、共用収容ルータ、共用コアルータ、相互接続局の閥門系ルータ等を経て、接続点までIPによる通信が行われる。

3 その他

コルトは、本裁定に際し、「当社の求める裁定について」として、コルトの接続料は、コルトのネットワークの設備構成や接続構成等の特性を前提に、これらを十分に考慮に入れた上で算定すべきであるとした上で、そもそも、ドコモが、平成31年3月の協議において加重平均モデルを提案し（ドコモ裁定申請書添付の資料4）、その後、コルトが、エッセンスモデルを提示した（ドコモ裁定申請書添付の資料8、9）ことから、本裁定の対象である接続料について、コルトとドコモの主張の対立は、エッセンスモデルの金額と加重平均モデルの金額（あるいはこれらの金額を上限・下限とする範囲内）のいずれを採用するかという点にあったと主張している。その上で、エッセンスモデルの金額と加重平均モデルの金額との間で、中間的な解決が図られることを望むものであり、かかる解決であれば、コルトのネットワークの設備構成や接続構成等の特性が十分に考慮されたものと考えられる旨を主張している（コルト第1意見書25頁）。

以上のほか、本裁定に際し、[REDACTED]について、両当事者から縷々主張があつたが、裁定申請者は、本裁定でこれらの主張等の是非の判断を求めていない。

なお、総務省は、トラヒック・ポンピングにおいて見られる、いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方¹⁰を策定し、公表している。その中で、着信インセンティブ契約については、当該契約が「電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信インセンティブ契約を締結している事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないこと」等は、「適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる」としており、「継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる」ことから、法第29条第1項第12号の要件に該当し、「業務改善命令の対象になる可能性が

¹⁰ 「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方」（令和5年5月30日公表）

ある」とするなど、総務省は、トラヒック・ポンピングについて、速やかな解決に取り組んでいるところである。

第4 判断

1 裁定が求められている事項

本裁定申請においては、第2の2(1)の接続に係る、同(2)の接続料について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定が求められている。

この点、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべき」であることについては、コルトが、「本件において、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること（裁定方針第1項）自体を争うものではなく」（コルト答弁書48頁）と主張しているとおり、両当事者において争いはない。

接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その接続料を負担することになる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることになることから、電気通信役務の利用者の利益の保護、公正競争の促進、電気通信の健全な発達の観点から、接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤に照らし公正妥当であることは、法の趣旨にも適い、適正であると考えられる。

これに加えて、ドコモは、本裁定に際し、協議の不調の理由として、「コルトは接続料の算定の考え方について、合理性を欠いた説明を繰り返している」（ドコモ裁定申請書20頁）と主張している。それに対して、コルトは、本裁定に係る答弁書において、「接続料の算定の考え方について適切な説明を行ってきた」（コルト答弁書24頁）と反論している。したがって、ドコモが裁定において求める原価主義の考え方とコルトの主張する原価主義の考え方は、必ずしも一致しておらず、両当事者の協議が不調であるのは、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の具体的な算定方法について合意が得られないことにあると考えられる。

よって、本裁定では、コルトの取得すべき接続料について、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の算定方法について裁定を行う。

2 裁定要件の充足の適否

法第35条第3項に基づく裁定を申請できるのは、電気通信事業者の電気通信設備との接続に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき（ただし、当事者が法第155条第1項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。）に限られる。裁定が求められている事項である接続料は、同項に規定する「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額」に該当するものである。

また、協議が調わなかったことについて両者に争いはないところ、実際に、両当事者の提出

した資料等を踏まえても、双方が主張するコルトの取得すべき接続料の原価算定の方法が大きく異なり、協議不調の状態にあると認められる。

したがって、本件裁定申請は、同項の裁定要件を充足していると認められる。

3 判断基準

裁定に当たっては、法上、明文で判断基準が設けられているわけではないが、法の求める公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、及び電気通信の健全な発達の観点から検討することが適当である。

この点、総務省が定める裁定方針では、前記第3の1のとおり、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること等としており、本裁定に当たっても、これにより検討を行う。

4 具体的検討

(1) 裁定方針第1項による検討

裁定方針の第1項においては、「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする」としている。接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その接続料を負担することになる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることになるとから、電気通信役務の利用者の利益の保護、公正競争の促進、電気通信の健全な発達の観点から、接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤に照らし公正妥当であることを求めるることは、法の趣旨にも適い、適正であると考えられる。

(2) 裁定方針第2項による検討

裁定方針の第2項においては、「1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求める」としている。

コルトから提出のあった答弁書及び意見書においては、設備を構成する機器の詳細や、導入に要した費用、減価償却の考え方等が具体的に示されておらず、接続料の算定根拠が必ずしも明らかでなかったため、総務大臣は、コルトに対して、ネットワーク構成図、機器の詳細、導入に要した費用、減価償却費及び接続料原価の考え方等について、法第166条第1項に基づき報告を求めたところ、コルトから、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]について回答があった。

その際、コルトから、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]との回答があった。また、[REDACTED]
[REDACTED]も示されなかつた。さらに、コルトのIP電話及びISDNの提供に要する費用について、[REDACTED]
[REDACTED]についても回答を求めたところ、コルトからは、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]のことであつた。

このため、接続料原価を構成する総費用や各費用の按分の対象となる通信サービスのトラヒックの割合等が総務大臣において把握できない。したがつて、本件に係る接続料原価をコルトが提出等したデータから合理的に算定することは困難である。

(3) 裁定方針第3項による検討

裁定方針の第3項においては、「2.において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1.の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」としている。

裁定に当たつては、ネットワークにおける非効率性が接続料に反映されないようにする観点から、実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにかかわらず、その時点における高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定する¹¹モデルを利用することが有用であり、現在は、高度で新しい電気通信技術を利用して効率的なものとなるように構成されたIP-LRICモデルが固定電話の発着信に係る接続料を算定するものとして構築されているため、これを原則として利用することが適当である。

第一種指定電気通信設備の接続料原価の算定に用いた、又は用いることについての検討がなされたことがあるIP-LRICモデルには、

- ① 平成28年度以降のPSTNに係る接続料算定に適用するために構築された「第7次IP-LRICモデル」
- ② 平成31年度以降のPSTNに係る接続料算定に適用するために構築された「第8次IP-LRICモデル」
- ③ 令和4年度以降のNTT東日本・西日本のメタルIP電話の接続料算定において用いられている「第9次IP-LRICモデル」

¹¹ 令和3年9月1日情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」58頁

があり、各期間の接続料の算定においては、それぞれの期間のIP-LRICモデルを用いることが適當である。

ただし、第7次IP-LRICモデルについては、平成27年情報通信審議会答申にも言及されているとおり、「接続料算定に適用するモデルとしては、大きな課題が残されている」¹²ものであったことから、本裁定に用いることは不適切であり、利用するLRICモデルから除外する。

本裁定に係る接続料について、どのLRICモデルを利用することが適當かを検討するためには、本裁定申請に係る期間を確認すると、

- ・ ISDN接続料は、平成28年4月1日から裁定まで
- ・ IP電話接続料のうち第2の2(2)イ(ア)に関するものは、平成27年4月1日から裁定まで
- ・ IP電話接続料のうち第2の2(2)イ(イ)に関するものは、平成28年11月1日から裁定まで

とされている。これらの期間における最適なLRICモデルについては、上記①～③を踏まえれば、

- ・ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までのISDN接続料及び平成27年4月1日から平成31年3月31日までのIP電話接続料については、接続料算定に用いることできるIP-LRICモデルが存在しないことから、当時のPSTN-LRICモデル、
- ・ 平成31年4月1日から令和4年3月31日までのIP電話接続料及びISDN接続料については、第8次IP-LRICモデル、
- ・ 令和4年4月1日から裁定の日までのIP電話接続料及びISDN接続料については、IP-LRICモデルの見直しが行われない限り、第9次IP-LRICモデル

を用いることが適當である。

なお、これらのLRICモデルは、いずれも、日本全国において、加入者交換機やルータ等を設置し、コア局の設備との間を接続するための伝送路を構築してサービスを提供した場合を想定しているところ、接続料原価を算定するためにこれに入力する需要に関するデータについては、業務区域が限定されているコルトが直面する需要をそのまま直接入力するよりも、全国的に十分な需要のある電気通信事業者のもので代替することが、効率的なネットワークにおける原価算定を行うには適切であると考えられる。

したがって、両当事者は、上記の考え方からLRICモデルにより計算された都府県の区域(コルトの業務区域のもの)ごとの金額(別表参照)を基本として、コルトの取得すべき接続料を設定すべきである。

第5 結論

以上の検討の結果より、上記のとおり裁定することが相当である。

¹² 平成27年9月14日情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」25頁

別表

(単位：円、3分換算)

年度	L R I C モデル	東京都	千葉県	神奈川県	埼玉県	愛知県	大阪府	兵庫県
平成 27 年度	第6次P S T N— L R I C モデル							
平成 28 年度	第7次P S T N— L R I C モデル							
平成 29 年度	第7次P S T N— L R I C モデル							
平成 30 年度	第7次P S T N— L R I C モデル							
令和元 年度	第8次I P—L R I C モデル							
令和2 年度	第8次I P—L R I C モデル							
令和3 年度	第8次I P—L R I C モデル							
令和4 年度	第9次I P—L R I C モデル							
令和5 年度	第9次I P—L R I C モデル							
令和6 年度	第9次I P—L R I C モデル							

※ 第9次I Pモデルでは、長期増分費用モデル研究会中間報告書（令和2年5月）の加入者回線の選択ロジックを踏まえ、「メタルI P電話」及び「光I Pみなし電話」により電話サービスを提供した場合の額を算出。

(公印・契印省略)

諮詢 第 12 号

令和 6 年 3 月 22 日

電気通信紛争処理委員会

委員長 田村 幸一 殿

総務大臣 松本 剛明

諮詢 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモから、CoLoテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮詢する。

令和6年3月22日
課
セイビス
料
金
令

株式会社NTTドコモから申請のあった
Coltテクノロジーサービス株式会社の接続料に係る
総務大臣裁定案(概要)

事業の概要

申請概要・当事者

申請概要

株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)が、Coltテクノロジーサービス株式会社(以下「コルト」という。)の電気通信設備との接続に関する協議が不調であるとして求めているものは、ドコモの裁定申請書によれば、ドコモの電気通信設備との接続に係る料金に適用されるコルトがドコモから取得すべきコルトの役務提供区間の料金について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定である。

区分	適用
ISDN	コルトの総合デジタル通信サービス(以下「ISDN」という。)に関して、コルトのISDN端末設備に着信する接続通信に適用する料金
IP電話	コルトのIP電話サービス(以下「IP電話」という。)に関して、コルトのIP電話端末設備に着信する接続通信に適用する料金

当事者

ドコモ

法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、自ら基地局を開設・運用して移動通信サービスを含む電気通信役務を提供する電気通信事業者である。同社の移動通信設備の一部は、法第34条第1項の規定に基づき指定されている第二種指定電気通信設備である。同社の移動電気通信サービスに係る業務区域は全国である。

コルト

法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、ISDNやIP電話を含む電気通信役務を提供する電気通信事業者である。コルトのホームページにおいて、提供エリアは、「東京23区:03 多摩:042 千葉:043 川崎:044 横浜:045 埼玉:048 大阪:06 神戸:078(ISDNのみ) 名古屋:052(SIPのみ)」とされている。

裁定対象となる接続

3

接続の内容

○ドコモとコルトは、電話サービスの提供に關し、両者の電気通信設備を接続(以下「本件接続」という。)。
○本件接続においては、一方の者が両当事者の提供する電気通信役務を通算した利用者料金を設定する利用者料金体系(いわゆる「エンドエンド料金」)に両当事者が合意しており、**両者の電気通信設備間の通信量等に応じて、両者が接続に關し取得すべき金額(接続料)を精算。**
○コルトの本件接続に係る接続料については、指定電気通信設備に係る規定が適用されないことから、原則として**同社の電気通信設備と接続する電気通信事業者との間の協議により個別に定められることとなるが、ドコモとの間ににおいては、平成14年度から平成26年度までの毎事業年度、同社との接続に関する協定を変更。**

裁定の対象となる接続料

本件接続においてコルトがドコモから取得すべき接続料のうち、
ア コルトのISDNにより、ドコモとコルトの接続点(両当事者の電気通信設備の間に東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)の電気通信設備がある場合における当該設備とコルトの電気通信設備の接続点を含む。以下同じ。)からコルトのISDNの利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、**平成28年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの(以下「ISDN接続料」という。)**

イ **コルトのIP電話**により、ドコモとコルトの接続点からコルトのIP電話の利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、次に掲げるもの(以下「IP電話接続料」という。)
(ア) OAB～J番号を用いるものについては、**平成27年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの**
(イ) 050番号を用いるものについては、**平成28年11月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの**
これららの接続料については、ドコモとコルトの接続協定上、令和4年3月31日付け「相互接続協定変更書」において、「未だ合意に至っていない」とされており、同変更書において暫定適用とされている料金により精算を行つている。また、同変更書では「双方誠意をもつて協議を継続して実施するものとし、甲乙間合意に至った場合には、合意した事業年度内に、甲乙間で合意した料金額による精算を実施する」とされている。

本件に係る協議の経緯等

4

①平成26年度に適用する接続料に係る協議まで
ISDN及びIP電話にコルトが取得すべき接続料について、「ベンチマーク」として、NTT東日本・西日本が「長期増分費用方式に基づき算定する接続料(以下「NTT加入電話接続料」という。)を採用し、当該接続料と同額の金額をコルトを取得すべきものとして合意。

②平成27年度に適用する接続料に係る協議

ISDN接続料については、NTT加入電話接続料(平成27年度)で合意。IP電話接続料については「未合意」となり、暫定的に、平成26年度に適用する接続料(平成26年度のNTT加入電話接続料)を適用。

③平成28年度の協議

ISDN接続料、IP電話接続料(新たに接続を開始した050番号を用いるIP電話を含む。)ともに「未合意」となり、暫定的に、IP電話は平成26年度に適用する接続料、ISDNは平成27年度に適用する接続料を適用。

④平成29年度以降の協議

ドコモ及びコルトから、主に以下の提案がなされたが、いざれも合意に至らず、暫定的に、IP電話は平成26年度に適用する接続料、ISDNは平成27年度に適用する接続料を適用。

<ドコモ：平成30年度>

NTT加入電話接続料と光IP電話接続料の加重平均を取るもの(以下「加重平均モデル」という。)

<コルト：令和元年度>

○平成27年度及び平成28年度は平成26年度NTT加入電話接続料と同額の水準を、平成29年度及び平成30年度は平成27年度から平成30年度までのNTT加入電話接続料の平均値を適用するもの
○ドコモが提案した加重平均モデルにコルトの網維持費用を考慮したエッセンス等を組み込むもの

その他判断において重要な考慮事項等

電気通信設備間の接続に関する裁定制度等

- 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者には、他の電気通信事業者からの接続請求に応諾する義務が課されている。「接続」とは、電気通信事業者が相互に電気通信設備を電気的に接続することにより、複数の電気通信事業者が一體的に利用者に対して電気通信役務を提供することを可能とすることをいう。
- 接続制度は、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提として、これらの事業者のネットワークが、様々な形で接続されることによって、利用者利益を増進し、公共の利益を確保するという趣旨に基づく。
- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に際し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他の協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、裁定を申請することができる(ただし、当事者が法第155条第1項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。)とされている(法第35条第3項)。
- この裁定があつたときは、裁定の定めるところに従い、当事者間に於いて債権債務関係が確定することとなる。
- また、総務省は、法第35条第3項又は第4項の規定による裁定の方針として、「接続等に關し取得・負担すべき金額に關する裁定方針」(平成30年1月16日総務省。以下「裁定方針」という。)を策定・公表している。
1. 金額(認可された接続料等を除く。)については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な原価を加えたものを基本とする。
 2. 1.の原価等の算定のため、接続に關して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を關係当事者に対して求めることとする。
 3. 2において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1.の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

長期増分費用モデル等

7

- 法第33条第1項の規定により第一種指定電気通信設備として指定されたNTT東日本・西日本の電気通信設備との接続に關しては、同条第4項の規定に基づき「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当」な接続料を接続料に定めて、総務大臣の認可を受けなければならない。
- そのうち、NTT東日本・西日本の加入電話サービス等に係る電気通信設備との接続に関する接続料については、同条第5項の「第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用して効率的なものとなるよう構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して金額を算定する」方式、すなわち長期増分費用(LRIC: Long-Run Incremental Cost)方式に基づき算定されている。
- 長期増分費用モデル(以下「LRICモデル」という。)は、接続料原価を、ネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用に基づいて算定するための技術モデルである。費用算定に用いる技術モデルや入力値は、有識者で構成される研究会(長期増分費用モデル研究会)や一般への意見募集等の開かれた検討プロセスを経て、策定・見直しが行われることから、第一種指定電気通信設備の接続料算定において、非効率性の排除とともに、公平性・透明性の確保が可能となつてしている。
- LRICモデルは、これまで、第一種指定電気通信設備の接続料の適正性を確保するために、概ね3年間隔で改修が行われてきている。

【PSTN-LRICモデル】

- 平成12年度以降、第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能等の接続料は、LRIC方式により算定することとされおり、当該方式では、PSTN-LRICモデルが用いられてきた。
これは、全国的なPSTNの仮想的なネットワークを構築して、接続料原価を算定するものであり、加入者交換機においてメタル回線を収容するとともに、中継交換機設置局の中継交換機を経て他の電気通信事業者と接続する(一部、中継交換機設置局を経由しない接続も存在。)ことを想定している。

【IP-LRICモデル】

- IP-LRICモデルは、PSTNを前提とするPSTN-LRICモデルの代替となり得るものとして検討され、コア網(端末系交換機能、中継伝送共用機能、中継交換機能等)について、PSTNをIP化した場合を想定したモデルである。最新の第9次IP-LRICモデルは、令和4年度以降のNTT東日本・西日本のメタルIP電話の接続料原価の算定に用いられている。

- 同モデルでは、メタルIP電話と光IP電話の双方を収容する一体的な固定電話網を想定し、収容局、コア局及び相互接続局による構成とし、相互接続局で接続を行うことを想定している。

- 収容局では、メタル回線を収容可能な加入者回線収容装置を設置し、当該回線に発信又は着信する通信は、同装置において、通信方式がIP方式に変換され、収容局のL2スイッチ、公用収容ルータ、公用コアルータ、相互接続局の閑門系ルータ等を経て、接続点までIPによる通信が行われる。

判断

裁定が求められている事項

10

- 本裁定申請においでは、接続料について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえた金額とすべきとの裁定が求められている。



- 「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえた金額とすべき」であることについては、コルトが、「本件において、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを基本とすること（裁定方針第1項）自体を争うものではなく」と主張している（答弁書48頁）とおり、両当事者において争いはない。

- ドコモは、本裁定に際し、「協議の不調の理由」として、「コルトは接続料の算定の考え方について、合理性を欠いた説明を繰り返している」と主張（裁定申請書20頁）している。それに対しで、コルトは、本裁定に係る答弁書において、「接続料の算定の考え方について適切な説明を行ってきた」と反論している。したがって、ドコモが裁定において求める原価主義の考え方とコルトの主張する原価主義の考え方とは、必ずしも一致しておらず、両当事者の協議が不調であるのは、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえた金額」の具体的な算定方法について合意が得られないことにあると考えられる。



- 本裁定では、コルトの取得すべき接続料について、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえた金額」の算定方法について裁定を行う。

裁定要件の充足の適否

11

- 法第35条第3項に基づく裁定を申請できるのは、電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協議が調わないと（ただし、当事者が法第155条第1項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。）に限られる。裁定が求められている事項である接続料は、同項に規定する「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額」に該当するものである。
- また、協議が調わなかつたことについて両者に争いはないところ、実際に、両当事者の提出した資料等を踏まえても、双方が主張するコルトの取得すべき接続料の原価算定の方法が大きく異なり、協議不調の状態にあると認められる。
- したがつて、本件裁定申請については、裁定要件を充足していると認められる。

具体的検討(1)

12

- 裁定方針の第1項においては、「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする」としている。接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その接続料を負担することになる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることになるとから、電気通信役務の利用者の利益の保護、公正競争の促進、電気通信の健全な発達の観点から、接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤に照らし公正妥当であることを求めるることは、法の趣旨にも適い、適正であると考えられる。
- 裁定方針の第2項においては、「1. の原価等の算定のため、接続に關して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を關係当事者に対して求める」としている。
- 総務大臣は、コルトに対して、法第166条第1項に基づき報告を求め、コルトから、
[REDACTED]
[REDACTED]回答があつた。
○ しかしながら、
[REDACTED]との回答であり、
[REDACTED]回答があつた。
- このため、接続料原価を構成する総費用や各費用の按分の対象となる通信サービスのトラヒックの割合等が総務大臣において把握できない。したがつて、本件に係る接続料原価をコルトが提出等したデータから合理的に算定することは困難である。

- 裁定方針の第3項においては、「2.において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1.の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」としている。
- 裁定に当たつては、ネットワークにおける非効率性が接続料に反映されないようにする観点から、実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにかかわらず、その時点における高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定するモデルを利用することが有用であり、現在は、高度で新しい電気通信技術を利用して効率的なものとなるよう構成されたIP-LRICモデルが固定電話の発着信に係る接続料を算定するものとして構築されているため、これを原則として利用することが適当である。
- 各期間の接続料の算定においては、それぞれの期間のIP-LRICモデルを用いることが適当である。
- 本裁定に係る期間における最適なLRICモデルについては、
 - ・ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までのISDN接続料及び平成27年4月1日から平成31年3月31日までのIP電話接続料については、接続料算定に用いることのできるIP-LRICモデルが存在しないことから、当時のPSTN-LRICモデル、
 - ・ 平成31年4月1日から令和4年3月31日までのIP電話接続料及びISDN接続料については、第8次IP-LRICモデル、
 - ・ 令和4年4月1日から裁定の日までのIP電話接続料及びISDN接続料については、IP-LRICモデルの見直しが行わない限り、第9次IP-LRICモデルを用いることが適当である。

具体的検討(3)

14

- なお、これらのLRICモデルは、いずれも、日本全国において、加入者交換機やルータ等を設置し、コア局の設備との間を接続するための伝送路を構築してサービスを提供した場合を想定しているところ、接続料原価を算定するために入力する需要に関するデータについては、業務区域が限定されているコルトが直面する需要をそのまま直接入力するよりも、全国的に十分な需要のある電気通信事業者のもとで代替することが、効率的なネットワークにおける原価算定を行うには適切であると考えられる。



- したがって、両当事者は、上記の考え方からLRICモデルにより計算された都府県の区域(コルトの業務区域のもの)ごとの金額(別表参照)を基本として、コルトの取得すべき接続料を設定すべきである。

- 株式会社NTTドコモとColtテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関する、Coltテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額のうち、株式会社NTTドコモが裁定を求めるものについては、**能率的な経営の下における適正な原価に超えた金額を設定するものとする。**
- 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 各期間について、以下の長期増分費用(LRIC)モデルを用いることが適当である。
 - 平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のPSTN-LRICモデル(※1)
 - 平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次IP-LRICモデル(※2)
 - 令和4年4月1日から裁定の日までは、第9次IP-LRICモデル(※3)
- ・ これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域(コルトの業務区域のもの)ごとの金額(別表参照)を基本として、コルトの取得すべき接続料を設定すべきである。

※1 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)第6条第1項に基づき、接続料規則第4条の表2の項の機能(加入者交換機能(同表備考2のイに掲げる機能を除く。)、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)等の機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月及び平成30年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたもの。

※2 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号。以下「平成31年改正省令」という。)附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当するかの検証の結果、平成31年改正省令附則第5条第1項に規定する方法の適用を受けることとなつた場合において、平成31年改正省令附則第6条第2項において準用する接続料規則第6条第1項に基づき、平成31年改正省令附則別表第1の3の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に用いるプログラムとして、平成31年3月、令和2年1月及び令和3年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたもの。

※3 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第9号。以下「令和4年改正省令」という。)附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される接続料規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年改正省令附則別表第2第2表の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定に用いる加入電話・メタルIP電話接続機能に用いるプログラムとして、令和4年3月、令和5年3月及び令和6年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたもの。

別表：都府県の区域(コルトの業務区域のもの)ごとの金額

基本とすべき金額

(単位:円、3分換算)

年度	長期増分費用 モデル	東京都	千葉県	神奈川県	埼玉県	愛知県	大阪府	兵庫県
平成27	第6次PSTN							
平成28	第7次PSTN							
平成29	第7次PSTN							
平成30	第7次PSTN							
令和元	第8次IP							
令和2	第8次IP							
令和3	第8次IP							
令和4	第9次IP							
令和5	第9次IP							
令和6	第9次IP							

※ 第9次IPモデルでは、長期増分費用モデル研究会中間報告書(令和2年5月)の加入者回線の選択ロジックを踏まえ、「メタルIP電話」及び「光IPみなし電話」により電話サービスを提供した場合の額を算出。

<參考資料>

(参考) 電氣通信事業法參照條文

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

(電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該電気通信事業者に該当する協議に応じて、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めると、その協議の開始又は再開を命ぜ、その協議に該当する協議の規定による仲裁の申請がされていいるときは、当該他の電気通信事業者に対する電気通信設備と当該電気通信回線設備との接続に係る協定の締結を申し入れたにもかかわらず當該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合は、第一項の規定による仲裁の申請がされないとする。

2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間ににおいて、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調和しなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者が申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するため特に必要であると認めるとときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときはを除き、他の方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ぜることができる。

3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協議が調和しないときは、当事者間に接続する電気通信設備を設置する電気通信設備との接続に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他の協定の細目について当事者間の協議が調和しないときは、当事者が第百五十五条第二項の規定による仲裁の申請をした後は、総務大臣の裁定を申請する。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他の協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機

6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、当事者間に協議が調つたものとみなす
会を存するなり。

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
10 第三項又は第四項の裁定についての審査請求におけるは、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(参考)「接続等に取り扱い・負担すべき金額に関する裁定方針」

19

接続等に取り扱い・負担すべき金額に関する裁定方針(平成30年1月16日総務省)

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者的一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができる。このようないい申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

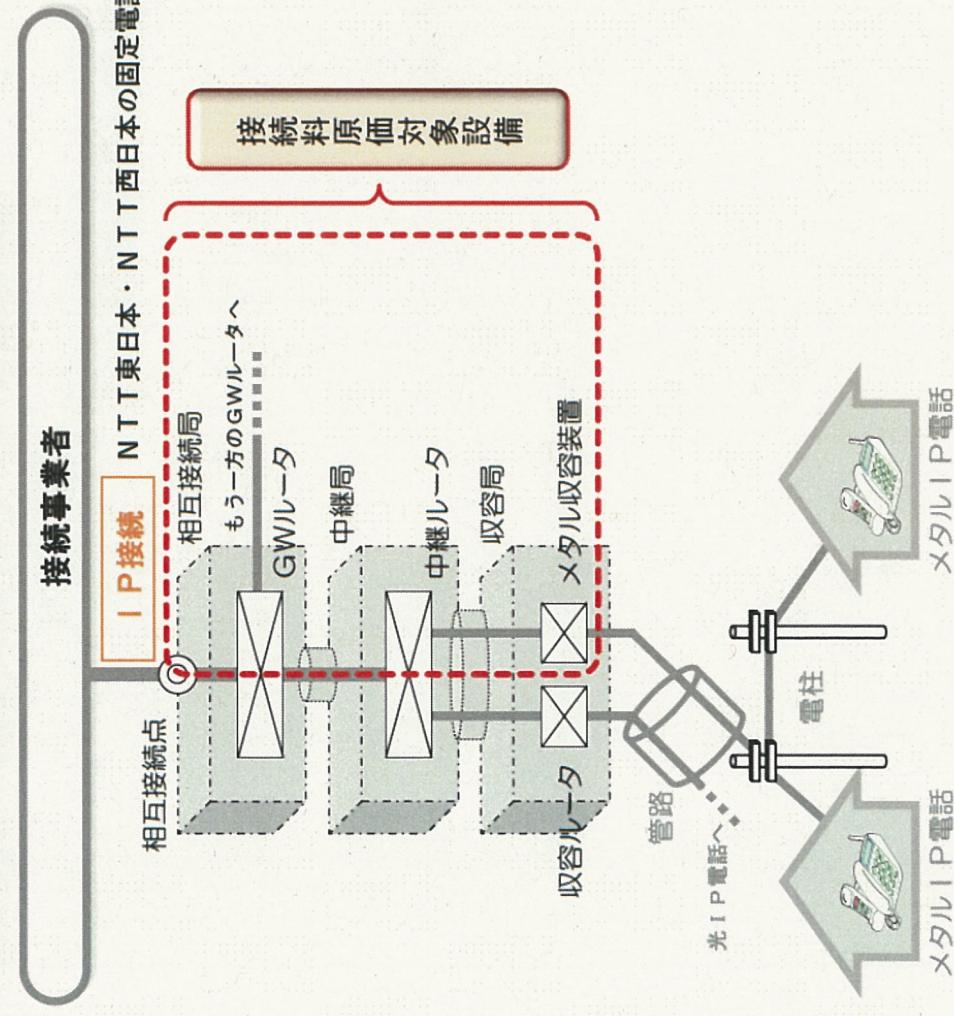
1. 金額(認可された接続料等を除く。)については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
2. 1. の原価等の算定のため、接続について生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2.において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(参考)長期増分費用(LRIC)方式による接続料算定

20

- 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ(1Pの場合)



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
- 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。
※ 2～3年に実施。令和4年度からは、第8次 PSTNモデルと第9次 I Pモデルを組み合わせて適用。

接続料の算定及び接続料への反映

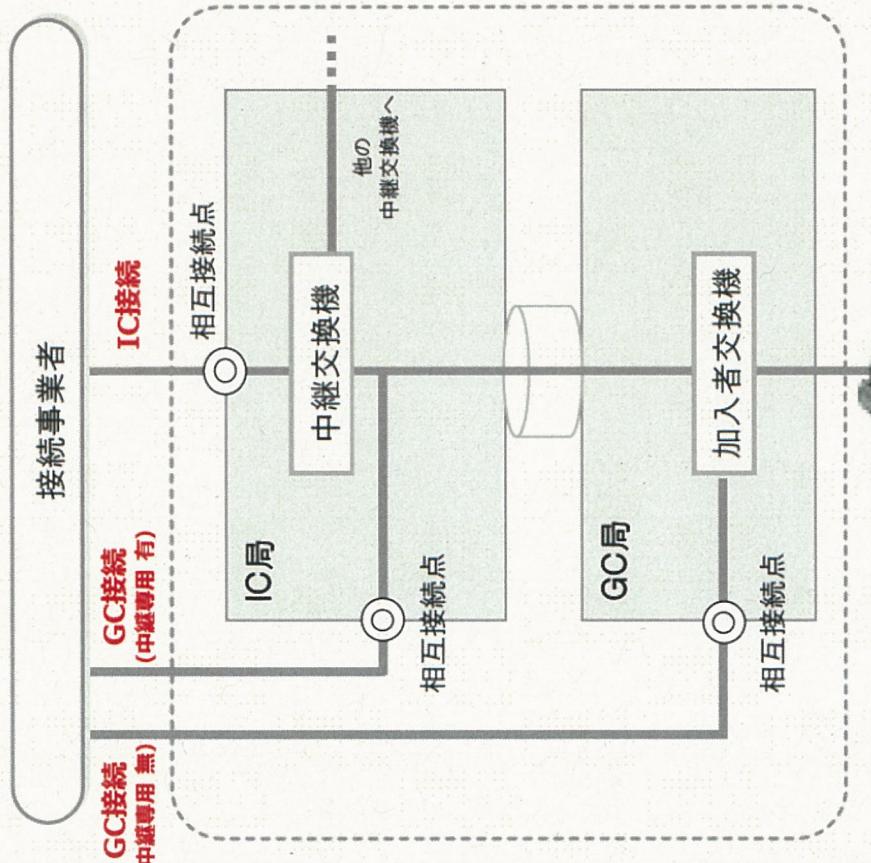
- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ（回線数、設備単価、耐用年数等）を最新の値に見直し。
- 接続料の変更
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続料変更の認可を申請。
※ 毎年度実施。

(参考)PSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデル

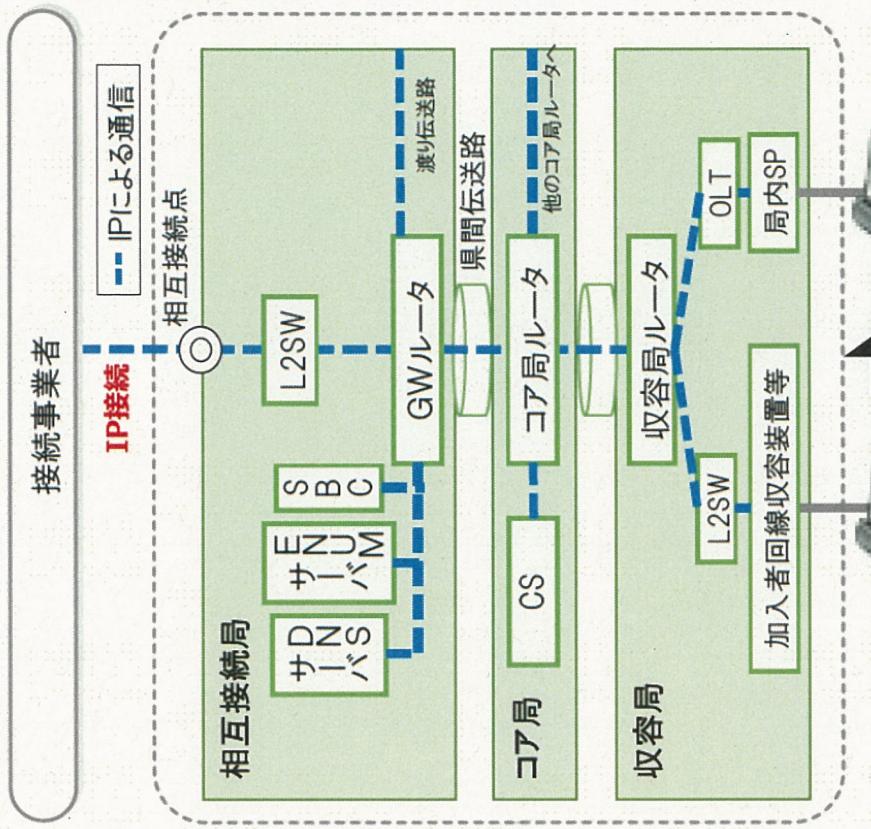
21.

- PSTN-LRICモデルでは交換機等により網を構成。IP-LRICモデルではルータ等により網を構成。

PSTN-LRICモデル(第8次)



IP-LRICモデル(第9次)



加入電話



メタルIP電話



ひかり電話

収容局単位の経済比較により、メタル回線を光回線とみなすことが可能なロジックを有する。